

## 半田市住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条及び第11条の2に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）に関する事項について、法、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「住民票省令」という。）及び住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付自治振第150号等通知）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

### (通常の閲覧を認める場合)

第2条 市長は、次に掲げる閲覧に限り、これを認めるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の機関が行う閲覧
- (2) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が実施する世論調査の対象者を抽出するために行う閲覧
- (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関が実施する調査の対象者を抽出するために行う閲覧
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に規定する公共的団体等に該当する団体が地域住民の福祉向上のため公益性の高い活動を行うための閲覧
- (5) その他市長が特に公益性が高いと認める閲覧

### (居住関係の確認のための閲覧を認める場合)

第3条 法第11条の2第1項第3号に規定する営利以外の目的で行う居住関係の確認のための閲覧ができる場合として、市長が定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 訴訟を提起する際に相手方の居住関係を確認する場合
- (2) 居住関係の確認の理由に特別に必要な事情があり、かつ、閲覧の他に手段がない場合

### (閲覧の請求及び申出手続)

第4条 国又は地方公共団体の機関が閲覧の請求をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号で定める閲覧請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 法第11条第1項に基づく請求の場合（次号の場合を除く。）住民基本台帳閲覧請求書（様式第1）
- (2) 法第11条第1項に基づく請求のうち、犯罪捜査等に関するものその他特別な事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である場合犯罪捜査等のための住民基本台帳閲覧請求書（様式第2）
- 2 個人又は法人が閲覧の申出をしようとする場合は、住民基本台帳閲覧申出書（様式第3）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する申出者（前条に規定する場合の申出者を除く。）は、申出内容を明らかにするため、次に掲げるもののうち市長が必要と認める書類を閲覧申出書に添付するものとする。
  - (1) 当該申出者である法人等の概要が分かる資料（法人登記簿謄本、事業所概要など）
  - (2) 大学の委員会又は学部長による学術研究等証明書

(3) プライバシーマークが付与されている書類又は個人情報保護法(平成15年法律第57号)を踏まえた事業者の対応が記載された資料(プライバシーポリシーなど)

(4) 閲覧の目的以外に利用しないこと等を規定した誓約書

4 法第11条の2第1項第3号の閲覧の申出者は、閲覧申出書の提出の際に次に掲げるものを提示しなければならない。

(1) 申出者が弁護士である場合は、弁護士の身分証明書又は記章

(2) 申出者が弁護士以外の場合は、裁判所に提出を予定している相手方の住所又は氏名以外の全ての事項が記載された訴状等

5 第1項から第3項までに規定する書類については、請求事由等を審査するため、閲覧日の5日前までに提出するものとする。

6 市長は、第1項から第3項までに規定する書類を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、照会書(様式第4)を閲覧の請求者又は申出者に送付するものとする。

7 前項の照会書の送付を受けた者は、当該様式に必要事項を記入し、閲覧時にこれを提出しなければならない。

(閲覧者の本人確認)

第5条 市長は、閲覧者の本人確認を行うため、次の各号のいずれかの証明書又は書類の提示を求めるものとする。

(1) 国又は地方公共団体の機関からの請求の場合は、当該機関の職員たる身分を示す顔写真付きの証明書。ただし、顔写真付きのものでない場合は、当該証明書に加え別表第1に掲げる書類のうちいずれか1枚

(2) 個人又は法人からの申出による場合は、別表第1に掲げる書類のうちいずれか1枚

(3) 前2号の書類を所有していない場合は、別表第2に掲げる書類のうちいずれか2枚

(閲覧の実施)

第6条 閲覧は、次に定める日時、場所及び方法により行うものとする。

(1) 閲覧できる日時は、開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から4時までとする。

(2) 閲覧できる場所は、市役所庁舎内の指定する場所とする。

(3) 閲覧用リストからの転記には閲覧記録用紙(様式第5)を使用する。

(4) 転記は鉛筆による筆記とする。

(5) 閲覧には筆記具以外の機器・器具の使用はできない。

(6) 閲覧するときは、職員の指示に従うものとする。

(7) 閲覧記録用紙は閲覧終了後に市へ提出し、市はその写しを取るものとする。

(8) 閲覧できる者は同時に2人までとする。

(利用方法の確認)

第7条 市長は、法第11条の2第11項の規定に基づき、閲覧申出者が知り得た情報について、その利用方法を確認するため、必要があると認めるときは、当該関係者からの事情を聴取し、又は当該閲覧申出者に対して調査を行うことができる。

(閲覧請求者等への是正措置)

第8条 市長は、閲覧者又は閲覧請求者若しくは閲覧申出者が偽りその他不正の手段により閲覧をし、若しくはさせた場合は、これらの者に対して閲覧により知り

得た情報を記載した書類を提出させ、又は当該情報を記録した媒体から当該記録を消去することを求めることができる。

(閲覧用リスト)

第9条 閲覧用リストは、住所順に作成するものとする。

2 閲覧用リストは、毎年5月、9月及び1月に更新するものとする。

(閲覧状況の公表方法等)

第10条 法第11条第3項及び法第11条の2第12項に定める事項の公表の方法については、はんだ市報等で毎年度初めに前年度の閲覧状況を公表するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月2日から施行する。

### 別表第1（第5条関係）

- ・住民基本台帳カード（写真付きのものに限る。）
- ・個人番号カード
- ・旅券
- ・運転免許証
- ・海技免状
- ・電気工事士免状
- ・無線従事者免許証
- ・動力車操縦者運転免許証
- ・運航管理者技能検定合格証明書
- ・獣銃・空気銃所持許可証
- ・特殊電気工事資格者認定証
- ・認定電気工事従事者認定証
- ・耐空検査員の証
- ・航空従事者技能証明書
- ・宅地建物取引士証
- ・船員手帳
- ・戦傷病者手帳
- ・教習資格認定証
- ・警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- ・身体障がい者手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳（写真付きのものに限る。）
- ・療育手帳
- ・小型船舶操縦免許証
- ・在留カード（写真付きのものに限る。）
- ・特別永住者証明書（写真付きのものに限る。）
- ・国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書（写真付きのものに限る。）

## 別表第2（第5条関係）

- ・別表第1に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等
- ・敬老手帳
- ・生活保護受給者証
- ・精神障がい者保健福祉手帳（写真無しのもの。）
- ・在留カード（写真無しのもの。）
- ・特別永住者証明書（写真無しのもの。）
- ・各種健康保険の資格確認書
- ・介護保険の被保険者証
- ・各種年金証書又は年金手帳
- ・本人名義の預貯金通帳
- ・学生証
- ・法人がその職員に対して発行した身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行したもの）を除く。）
- ・国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（別表第1に掲げる書類を除く。）で写真添付のもの

様式第1（第4条関係）

住民基本台帳閲覧請求書

年 月 日

愛知県半田市長様

閲覧請求者

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
閲覧に係る住民の範囲				
閲覧年月日				

様式第2（第4条関係）

犯罪捜査等のための住民基本台帳閲覧請求書

年 月 日

愛知県半田市長様

閲覧請求者

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
法令根拠				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
閲覧に係る住民の範囲				
閲覧年月日				

様式第3 (第4条関係)

住民基本台帳閲覧申出書

(個人又は法人による申出用)

愛知県半田市長 殿

年 月 日

申出者		氏名 (法人名及び代表者名)	
		住所 (所在地)	
(※ 共同申出者がいる場合)		氏名 (法人名及び代表者名)	
		住所 (所在地)	
閲覧事項の利用目的			
閲覧に係る住民の範囲			
閲覧年月日			
閲覧者		氏名	
		住所	
閲覧事項取扱者の範囲 (※法人の場合)			
		活動責任者	住所(又は役職名) 氏名
閲覧事項の管理方法			
利用する場合 (※調査研究に	成果の取扱い		
	実施体制		
(※委託者がいる場合)		氏名 (法人名及び代表者名)	
		住所 (所在地)	

様式第4（第4条関係）

年 月 日

〒 一

番地

様

愛知県半田市長

印

照会書

年 月 日に住民基本台帳閲覧の申出を受け付けました。

上記申出に基づいて閲覧を行う際には、下記の回答欄に署名のうえ、閲覧者ご自身が持参してください。

（ご注意）

- (1) 回答書は必ず持参してください。
- (2) 本書の有効期限は、年 月 日までです。

年 月 日

回答欄

愛知県半田市長 殿

年 月 日に行われた住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であること  
に相違ありません

（住 所）

\_\_\_\_\_

（氏 名）

\_\_\_\_\_

## 様式第5 (第6条関係)

No.

## 閱 覧 記 錄 用 紙